令和２年５月５日

保　護　者　各　位

北海道札幌聾学校長 須 見 千 慶

臨時休業期間の延長について（御連絡）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、４月 28 日付家庭連絡で、５月７日からの学校再開を御案内いたしましたが、国の判断で緊急事態宣言を５月 31 日まで延長するにあたり、本道が継続して特定警戒都道府県の指定を受けたことは、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に終わりが見えず、憂慮すべき状態が続いていることを意味します。

このような状況を踏まえた北海道教育委員会からの通知を受けて、本校においては感染症予防のため、臨時休業措置を延長することにいたしました。

保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

１　臨時休業期間の延長について

（１）期　間

令和２年（2020 年）５月７日（木）から５月３１日（日）まで　（２５日間）

（２）休校中の留意点

・臨時休校期間中は、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすようにしてください。

・臨時休業中は、朝晩の体温や風邪症状がないかを健康観察シートに記録するなど体調管理に努めてください。

・自宅で過ごすことが長くなることからインターネット等の適切な使用や、いじめの問題等、心が不安な状態である場合は、24 時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」(0120-3882-56)に相談するなどしてください。

・万一、児童や御家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、速やかに学校に御連絡をお願いいたします。（罹患の有無については、保護者からの申告で把握させていただいております。日々の報告は不要です。引き続き、週はじめに学級担任から健康状態を確認する連絡をさせていただきます。）

・分散登校は、北海道教育委員会より発出される通知等を踏まえて期日や時間帯等の方法を検討し、実施の方法を別途お知らせいたします。

・学習支援に関しましては、これまで同様に週１回の郵送物をお届けることを基本に、DVD やインターネットを活用した健康観察や学習支援について検討し、準備が整ったところから試行してまいります。

・学校は６月１日（月）から再開する予定です。登校前に体調不良の幼児児童生徒は登校を控えていただきますので、健康管理に御留意ください。

※期間満了（５月３１日）を待たずに国の緊急事態宣言等が解除され、学校が再開できるようになった場合は、可能な限り速やかに御家庭に御連絡さしあげます。